平成２８年（フ）第１６５１号
大阪府摂津市東一津屋16―23　グレーシア大西507、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目８番13号
債務者　北岡　直子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５１号
大阪市港区弁天２丁目６番20―207号
債務者　森　　雅英
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９５号
大阪市北区天神西町２番４　リーガル天神橋907号室　田中方、住民票上の住所神戸市西区樫野台５丁目３番地６―105号
債務者　山本　考哲
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０１９号
大阪市天王寺区上本町９丁目２番12号　エンゼルマンション301号
債務者　河本　　眞
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２１号
大阪市此花区伝法１丁目３番61―510号、事業所所在地京都府城陽市寺田西野口９―11
債務者　理容ビッグこと　浜岡　正一
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０４５号
大阪府門真市脇田町２番６―309号
債務者　鈴木　琴美（旧姓桐谷）
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１９４号
大阪府八尾市高砂町１丁目84番地
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３３８号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目９番13号　コーポ島之内　206
債務者　鰐渕　良樹
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７９号
大阪府東大阪市御厨中２丁目１番46号　八戸ノ里ＫＳマンション　101号
債務者　宮崎栄次こと　宮﨑　栄次
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８２号
大阪市東成区大今里西２丁目10番18号　ウエムラグレース今里　203号
債務者　岡田　幸一
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９０号
群馬県高崎市棟高町1868番地283　剱持コーポＢ102号
債務者　石原加代子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第２６６号
埼玉県所沢市西所沢１丁目４番３号　西所コーポ201
債務者　関谷さよ子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９９号
岡山県倉敷市有城722番地３―104
債務者　川上慎太郎
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１８号
広島県三次市十日市西２丁目２番50号、前住所広島県三次市下川立町903番地14
債務者　三村　博昭
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第６１９号
札幌市北区新川２条２丁目８番13号　シャルム新川202号
債務者　古宇田律江
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７１１号
札幌市白石区平和通２丁目北４番45―117号
債務者　加須屋映美
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４５号
札幌市白石区川北１条１丁目５番18号　ブランカ11―102号
債務者　青柳　祐貴
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部